

施設修繕随意契約結果表

令和7年10月～令和7年12月

契約分

さいたま市

施設修繕随意契約結果表

公表事項	内 容
所 管 課	保健衛生局 保健部 生活衛生課
件 名	さいたま市浦和斎場火葬炉設備修繕
履 行 場 所	さいたま市桜区大字下大久保1523番地1
契 約 締 結 日	令和7年10月1日
契約の相手方の 商号又は名称	㈱宮本工業所
契 約 金 額 (円)	14,300,000
随意契約によること とした理由	<p>一般に火葬炉設備はその特殊性から鑑みて各炉メーカーが独自に材質・形状・品質確保・補償など最適な手法を研究している設備となっている。現に浦和斎場の火葬炉設備についても、材質や形状など、メーカーの独自製品が使用されている。また、火葬炉は、火葬場の心臓部に当たり、代替及び変更の利かない設備であり、炉運転を中止することが出来ない設備であるため、常に炉運転業務に支障を来すことなく稼働していかななくてはならない。したがって、火葬炉設備修繕については、火葬炉設備の性能・機能を十二分に理解し、信頼して任せられる業者に依頼する必要がある。</p> <p>以上のことから、浦和斎場火葬炉の設置業者であり、また、浦和斎場開設以来保守点検業務と施設修繕を担当し、緊急時にも対応可能で、火葬炉の性能及び機能を十二分に熟知している株式会社宮本工業所と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約により契約を締結した。</p>
備 考	

(注) 単価契約による修繕の場合には契約金額(税込)を上段に、支払い限度額(税込)を下段の()に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公表事項	内 容
所 管 課	消防局 総務部 消防施設課
件 名	北消防署横断側溝布設替え修繕（局7-38）
履 行 場 所	さいたま市北区宮原町4-66-14
契 約 締 結 日	令和7年12月26日
契約の相手方の 商号又は名称	中央建設協同組合
契 約 金 額 （ 円 ）	8,250,000
随意契約によること とした理由	指名競争入札が不調になったことから、中央建設協同組合と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約により契約を締結した。
備 考	

（注） 単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（ ）に記載する。